

議第 52 号

下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例について

下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

一定の目的を達成した下呂市キャンプ場である中川原キャンプ場を、公の施設見直し方針に基づき廃止し、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例

下呂市キャンプ場条例（平成16年下呂市条例第165号）の一部を次のように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
施設の名称	位置	施設の名称	位置
山之口教育キ ャンプ場	下呂市萩原町山之口3372 番地1他	中川原キャン プ場	下呂市小坂町落合1965番 地他
山之口教育キ ャンプ場	下呂市萩原町山之口3372 番地1他	山之口教育キ ャンプ場	下呂市萩原町山之口3372 番地1他
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
施設の名称	使用できる日	施設の名称	使用できる日
山之口教育キ ャンプ場	4月から10月末日	中川原キャン プ場	4月下旬から10月末日
山之口教育キ ャンプ場	4月から10月末日	山之口教育キ ャンプ場	4月から10月末日

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市キャンプ場条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

一定の目的を達成した下呂市キャンプ場である中川原キャンプ場を、公の施設見直し方針に基づき廃止し、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 中川原キャンプ場を、下呂市キャンプ場から除外します。

(別表第1、第2関係)

(2) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

(附則関係)